

# 第1回古河市地域クラブ活動推進協議会 次第

開催日時：令和6年12月3日（火）

午後6時30分～7時30分

開催場所：古河市役所 古河庁舎2階 特別会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介・会長等選出
- 5 内容
  - (1) 国・県の方針
  - (2) 学校教育から生涯スポーツ・文化芸術活動へ
  - (3) 全国的な学校部活動（運動部）の現状
  - (4) 古河市における部活動の現状
  - (5) 課題を解決するための調査及び検討
- 6 その他
- 7 閉会

# 5 (4) 古河市における部活動の現状

※ 令和6年度総体合同チームで出場

■軟式野球 (古河一・古河二)

■女子バレー (総和南・三和中)

令和6年5月1日現在部員数等 指導課調査 (1、2年生のみ抜粋)

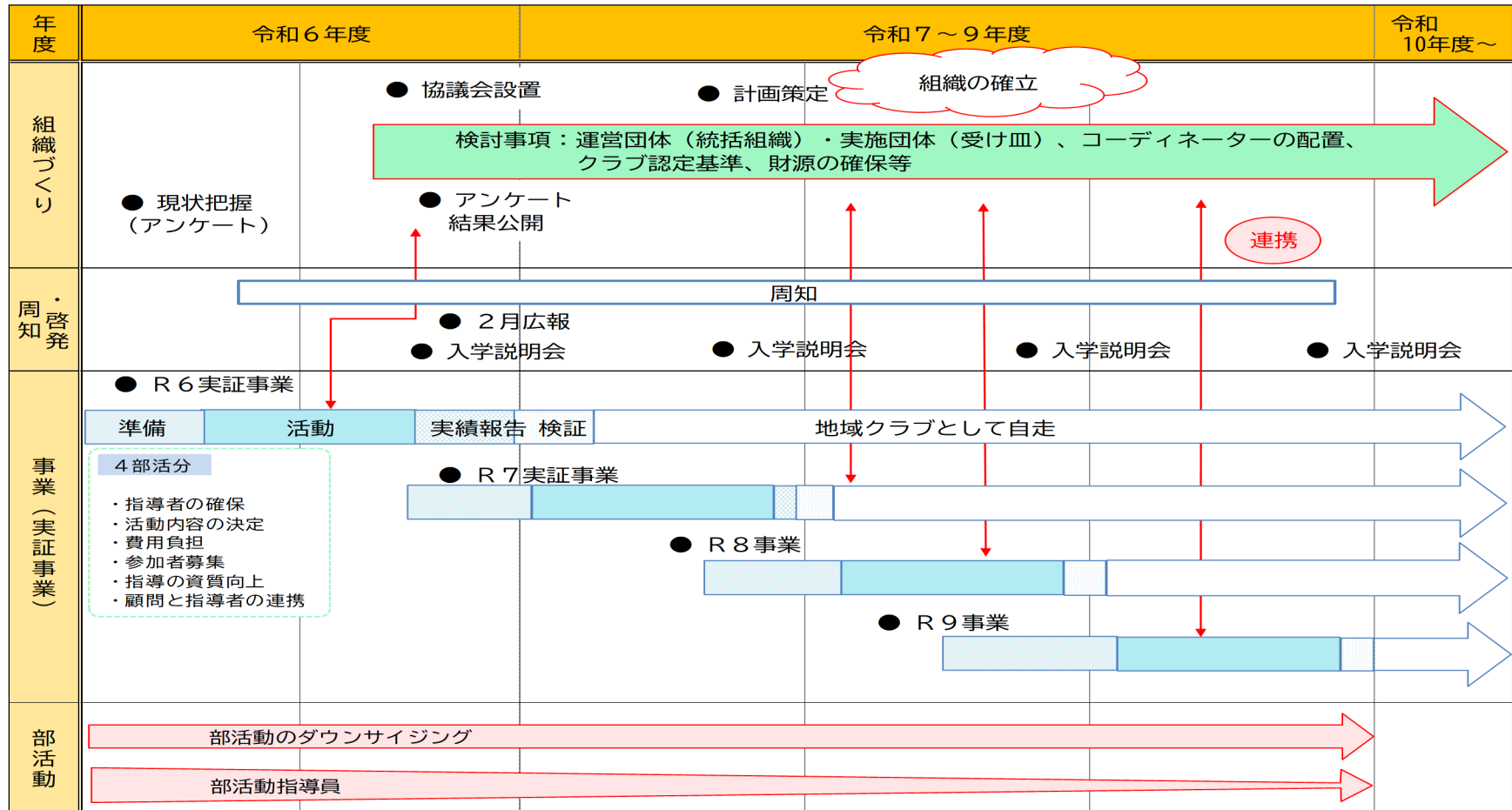
(人)

	古河一中	古河二中	古河三中	総和中	総和北中	総和南中	三和中	三和北中	三和東中	合計人数
軟式野球	1	13	11	12	-	11	12	4	-	64
サッカー	20	22	12	26	15	8	13	10	11	137
ソフトテニス	23	34	40	38	5	17	11	16	18	202
バスケットボール	34	41	12	38	11	12	22	24	8	202
卓球	20	13	34	29	11	29	17	29	18	200
バレーボール	26	10	10	8	7	17	7	6	8	99
バドミントン	31	40	36	-	-	-	19	10	25	161
柔道	2	2	6	7	-	17	4	4	-	42
剣道	13	7	-	8	10	4	5	7	-	54
水泳	5	4	5	5	3	-	4	-	-	22
陸上競技	-	19	-	24	-	37	12	-	-	92
吹奏楽	17	34	23	24	17	23	25	13	8	184
美術	-	22	15	26	24	22	8	21	-	138
パソコン	-	40	-	-	-	7	8	-	-	55
オーケストラ	-	-	-	13	-	-	-	-	-	13
茶道	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10
演劇	10	-	-	-	-	-	-	-	-	10
生活	-	-	4	-	-	-	-	-	-	4
情報アート	11	-	-	-	-	-	-	-	-	11
創作活動	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7
部員がいる部活数	14	14	12	13	9	12	14	11	8	106
部員数合計	223	301	208	258	103	204	167	144	103	1,707
生徒数	259	365	256	321	116	240	200	210	118	2,085
加入率	86%	81%	81%	80%	88%	85%	83%	68%	87%	81%

# 5 (5) 課題を解決するための調査及び検討

## 古河市の目標・ロードマップ

**令和9年度末までに  
休日に教職員が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築する**



## 部活動と地域クラブの違い

	部活動	地域クラブ
位置づけ	学校教育の一環	生涯学習（文化・スポーツ）
運営主体	各中学校	地域団体
活動種目	学校が選択して設置	多様な活動種目を用意
活動場所	各中学校	公共施設他
参加範囲	原則、所属校のみ	生徒が希望するクラブ （所属校にとらわれない）
指導者	教員、部活動指導員、外部 コーチ	地域の指導者
会費	実費程度	会費（指導者報酬、クラブ活動運 営費、大会参加料等）

古河市では、令和4年度から古河市部活動改革ワーキングチーム（教育総務課、指導課、文化振興課、社会教育施設課、スポーツ振興課の担当職員で構成）を発足し、外部人材及び部活動に関することについて調査・検討してきました。

## 調査・検討内容

- ①部活動数の適正化
- ②部活動指導員の配置
- ③教職員の兼職兼業の推進
- ④人材バンク制度
- ⑤地域クラブ活動の実務運営組織について
- ⑥生徒への影響と配慮及び保護者の不安解消・負担

# ①部活動数の適正化

茨城県教育委員会から（令和3年12月）

「運動部活動の適正化と部活動改革の推進」の方針

◇部活動の適正数の目安及び複数顧問体制の確立

各部活動に顧問教員を原則複数配置できる部活動とする

◇部活動数の削減の目安等

運動部：登録団体に満たない人数

文化部：6人未満の場合



2年続いた場合、年度内に廃部

**新入生への期待、現部員への配慮から、各学校で廃部できない。**

## ②部活動指導員の配置

### ■部活動指導員とは

学校教育法施行規則の改正により、平成29年4月から「部活動指導員」が制度化され、学校外から配属される。**部活動指導員は、顧問が行っている業務を、顧問に代わって単独で行うことができる。**また、部活動の指導や大会の引率だけでなく、指導計画の作成、保護者への連絡、会計管理など、部活動の管理運営全般を担うことができる。

身分	会計年度任用職員
資格	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校の部活動又は地域において、当該部活動に係る種目の指導経験が直近2年以内に2か月以上ある者（経験がない場合は、面接試験合格後に2か月間の試用期間を設定したが、該当者の応募なし）</li><li>・当該年度の4月1日において満20歳以上の者</li></ul>
勤務時間	年間515時間以内
時給	1,358円
募集方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ、古河ケーブルテレビでお知らせを放送、チラシを小中学校を通して保護者に配付等による公募</li><li>・指導課で面接・任用し、研修を実施する</li></ul>
補助金	部活動指導員（運動部・文化部）配置事業費補助金 補助金率（県1/3、国1/3）/年210時間以内/時給:1,600円以内

## ②部活動指導員の配置

令和5年度 8名

(バスケットボール2名、ソフトテニス2名、剣道3名、吹奏楽1名)

令和6年度 12名

(令和5年度に加え、バスケットボール2名、バレーボール2名)

(古河二中、総和北中、三和北中にそれぞれ2名、他1名ずつ配置)

### < 見えてきた課題 >

- 「責任が重い」、「休日が勤務日となることからワークライフバランスが取りづらい」、「勤務条件が悪い」等の理由から、なり手が見つからない。
- 顧問に代わって単独で指導することが難しい。



### ③教職員の兼職兼業の推進

#### ■教職員の兼職兼業とは

◇教育公務員特例法の第17条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

#### **教育長の許可を受ければ、学校以外で働くことが可能**

#### ■教育長の許可を受けるには

◇教育長へ提出する「許可願」には、**校長の了承が必要**

通算の労働時間（「時間外在校時間」と「地域クラブの指導者の労働時間」）が45時間以内になることが望ましい。〔R2年文科省からの指針より〕

**教員の多くは、時間外在校時間が45時間を超えているため、  
教職員の兼職兼業の推進は難しい。**

## ④人材バンク制度

### ■ 古河市生涯学習指導者バンク

現行の人材バンク（生涯学習指導者バンク）は中学生向けの活動に合致していない

### ■ 茨城県地域クラブ活動人材バンク(スポーツ・文化)

令和5年11月 運用開始

登録者数

○スポーツ 328人 うち古河市17人

[内訳：陸上1、水泳1、ソフトテニス3、剣道1、バスケ1、サッカー3、  
硬式野球1、ウエイトトレーニング1、レクリエーションスポーツ1、棒術1]

○文化 46人 うち県西地区で指導可能 音楽18人、美術4人、その他4人

**既存の人材バンクでは対応は難しい**

**※ 人材バンクは、組織づくりと一緒に検討が必要。**

# ⑤地域クラブ活動の実務運営組織について

## ■ 地域展開の類型

※ 複数の類型を取り入れて運営している市町村もあり

類型型		運営形態	備考
区分	運営例		
A 市 区 町 村 運 営 型	A-1 地域団体・ 人材活用例	市町村が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施 ※市町村が参加者・指導者・会場などの連絡調整、会計業務など	○取組、合意形成が容易 ●担当課の業務が増大 ●すべての部活動への拡充が難しい
	A-2 公認クラブ型	市町村が公認クラブを募集し、要件を満たした公認クラブにおいて実施 ※種目は問わない。できる方ができる範囲で。 ※公認クラブは、施設使用減免 ※市町村で一覧を作り子供たちに配付し参加者募集	○多様なクラブが用意できる ○指導者、運営団体確保の心配がない ●部活動種目と同じ種目のクラブがあるとは限らない
B 地 域 ス ポ ー ツ 団 体 等 運 営 型	B-1 任意団体設立型	市町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	○部活動の形を維持しながらの移行が可能 ●部活動数と同数の指導者の確保が必要。教員の兼職兼業に頼る傾向あり。
	B-2 競技団体連携型	市町村が競技団体と連携して運営する形として実施	○少年団の活用 ●個別に調整が必要 ●参加費用や指導者謝金の統一が難しい
	B-3 総合型地域スポーツクラブ運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	○規約や会費の扱いなど、運営体制が確立されている ○多種目に対応 ●受け入れ可能な総合型SCが少数
	B-4 体育・スポーツ協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	○競技団体、少年団との連携が容易 ●運営体制が整っている市町村スポーツ協会が少数
	B-5 民間業者運営型	民間事業者が運営する形として実施	○指導者の確保ができる ●委託費が高額（市町村の財政負担or受益者負担大）
C そ の 他	C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施	

## ⑥生徒への影響と配慮及び保護者の不安解消・負担

### ■ 生徒への影響と配慮

学年 (令6年度)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
6年生	中1	中2	中3	
5年生		中1	中2	中3
4年生			中1	中2
3年生				中1

### ■ 部活動地域展開の周知について

令和5年1月 全小中学校を通じて保護者へチラシ配布

令和6年4月 全中学校を通じて保護者へチラシ配布

### ■ 家庭の負担について

地域クラブ活動での保護者負担

練習場所までの送迎

この協議会では、少子化の中でも、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、部活動から地域クラブへの展開について、つぎのことを検討していきます。

地域展開に係る仕組みづくり

地域クラブ活動の運営方法等

よろしくお願いいたします。